

職員の期末・勤勉手当に関する意見の申出の概要

《今回の意見の申出のポイント》

- ① 平成21年6月に支給する期末・勤勉手当の一部（0.20月分）を暫定的に凍結（2.15月→1.95月、△9.3%）
- ② 凍結分の取扱いについては、現在行っている職種別民間給与実態調査の結果に基づいて、本年10月に勧告を行う
- ③ 期末・勤勉手当を凍結する意見の申出は、初めて
「意見の申出」自体は、昭和50年以来、34年ぶり
期末手当に関しての「意見の申出」は、昭和49年以来、35年ぶり

1 期末・勤勉手当

本年の民間企業の夏季一時金の決定状況は、前年に比べ大幅な減少となっていること
また、人事院が平成21年5月1日に夏季一時金特別調査の結果に基づき、期末・勤勉手当の支給月数の一部（△0.20月）を凍結する勧告を行ったことを勘案

本市職員についても、平成21年6月に支給する期末・勤勉手当の一部（△0.20月分）を凍結する特例措置を講ずる必要（2.15月→1.95月）

なお、この特例措置による凍結分の取扱いについては、現在行っている職種別民間給与実態調査において、例年どおり特別給の支給状況を調査し、期末・勤勉手当の支給月数の改定を行う必要がある場合には、本年10月に勧告を行うもの

2 実施時期

この意見を実施するための条例の公布の日

【参考】

1 意見の申出に伴う所要額（見込）

- (1) 企業職を除いた場合 約△ 8億3千万円
- (2) 企業職を含んだ場合 約△ 10億2千万円

2 意見の申出に伴う職員の平均期末・勤勉手当額

現行の手当額	凍結額	凍結後の手当額
832,000円	△77,000円	755,000円

問い合わせ先
人事委員会事務局調査課
電話 044-200-3341

(参 考)

人事院勧告（平成 21 年 5 月 1 日勧告）の概要

1 平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置

- 平成 21 年 6 月の期末・勤勉手当を 0.20 月分（約 1 割）暫定的に凍結（2.15 月→1.95 月）
- 凍結分は、今後行う職種別民間給与実態調査の結果に基づいて、夏の給与勧告の際に併せ設置

特別調査によると、民間の夏季一時金は、調査対象全企業従業員ベースで△13.2%
特別措置による凍結分の月数については、職員の 6 月期の特別給の支給月数（2.15 月）
にこの減少率（△13.2%）を乗じて得た月数（0.28 月相当）を 0.05 月単位で切り捨てた
0.25 月相当となるが、約 8 割の企業において本年の夏季一時金の支給額が未定であること、
暫定的な措置であることから余裕をみて△0.20 月としたもの

2 実施時期

この勧告を実施するための法律の公布の日

3 その他

指定職俸給表適用職員の特別給への勤務実績の反映を勧告